

# 最高裁判決2009——弁護士が語る(上)

## 柏崎・刈羽原子力発電所訴訟——官は裁かず、天が裁く

最高裁第一小法廷2009・4・23決定

判例集未登載 原子炉設置許可処分取消請求事件(柏崎・刈羽原発訴訟) 平成18年(行ツ)第56号、同年(行ヒ)第63号

.....弁護士 和田光弘

### 1 はじめに

新潟県柏崎市・刈羽村の地における東京電力・原子力発電所1号炉(以下「本件原発」)に総理大臣の設置許可がなされたのは、1977年9月1日である。

周辺住民は原発設置に異議を申し立て、訴訟を提起した。それは、1979年3月に発生した米国スリーマイル島原発事故後の、7月であった。

住民1538名の提訴で、その後も異議申立人が合流、総勢1933名という空前の大訴訟となった。代理人数は新潟県弁護士会会員30名(当時会員数約90名)に他地域の代理人ら数十名を加えて始まった(なお、原告数は印紙代の関係で一審最終時212名、控訴審は35名、上告審は10名となった)。

### 2 合宿から反原発訴訟へ

私は、弁護士登録が1981年4月(33期司法修習)で、実務修習は新潟だ。提訴時に実務修習について。当時、新潟には様々な集団訴訟があり、修習生は自由に会議を見学していた。

その一つに原発訴訟があり、私は「合宿」と称する勉強会に参加した。多くの弁護士がスリーマイル島原発事故の原因は何か? 本件原発への影響は? 本件原発(沸騰水型)の弱点は? などの議論をしていた。私にはチンプンカンプンだった。終わりころ、坂上富男弁護団長が方言で声をかけてきた。

「おめさん、帰ってくるの待ってるて、一宿一飯の義理ってもんらこて」

今思えば、私はこの一言で反原発訴訟へ引きずり込まれた。

### 3 抵抗し運動する弁護士たち

その朝、私は後期修習の松戸寮(千葉県)で新聞を見て驚いた。新聞には本件原発の記事があった。水雨荒れ狂う秋夜に、反対住民の監視小屋が断行仮処分撤去されたとの報道である。雨合羽の弁護士

や住民らがまさに抵抗していた。仮処分自体は東京電力の申請であったが、原発反対は「抵抗」なのだというイメージが私のなかに残った。

私が弁護団に参加した後も、弁護士は運動現場にことごとく動員された。

「総評」(当時の労働組合ナショナルセンターの一つ)傘下の新潟県評が、あげて応援していた関係もあり(原告の多くも組合関係者)、原発設置のヒヤリングが行われると、千人を超えるデモとなり、弾圧対策に弁護士が参加し、なぜかデモにも参加していた。

本件原発とは別に、巻町(現在新潟市)に東北電力が新原発設置を画策していたため、当時、弁護団事務局を担っていた高島民雄弁護士が町長選に立候補し、その選挙運動もした。弁護士たちが宣伝カーで応援演説をした。今でも「野に吠える」感覚が快感だったという弁護士もいるくらいだ。その後、巻町は原発の可否を問う自主的住民投票を行った。私たちはその監視人にもなった。高島弁護士を中心とする巻町の運動は最後に反対派町長を勝利させ、条例による住民投票と原発敷地町有化により、ついに電力の新規原発を断念させた。

### 4 原発設置許可処分取消訴訟の争点

原発が設置許可を受けるのに必要な手続は、電力会社の原子炉設置許可申請に対する行政庁(当時は通産省)の一次審査、原子力安全委員会による二次審査(原子炉安全専門委員会の部会が担当)、最後の大臣許可となる(その後、工事計画認可・燃料体検査・溶融安全管理検査・使用前検査など電気事業法による規制が行われ、さらに保安規定認可が原子炉等規制法で実施され、稼働に至る)。

問題は原子力安全委員会による審査である。

原発は稼働により大量の放射性物質が蓄積される。大量に外部に漏れた際の危険性は容易に理解可能だ。原子炉等規制法24条1項4号は「原子炉施設

の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」とする。したがって、争点は、原発設置が「災害防止上支障がない」という行政判断に誤りがないのかということである。

原発が重大危険施設である以上司法自身が再度直接判断すべきとの説と、科学技術的専門判断である以上行政判断を尊重し、その過程に誤りがないかを司法が間接的に判断すべきとの説がある。裁判所は後者である。

とりわけ、本件原発は地盤の悪い砂丘地に設置されるということで、1970年代から住民の武本和幸らを中心に、地震を起こす原発直下の活断層が指摘されていた。そのため、争点は、①原発の真下・付近に活断層があるかないか、②原発の工学システムに危険性はないのか、金属の「応力腐食割れ」や圧力容器の破壊はないのか、③放射線の人体への影響は危険ではないのかなどであった。

また、原子炉設置許可処分の対象（審査の範囲）にも争いがあった。

判例は、安全審査の範囲は原発の立地と「基本設計」「基本的設計方針」に限られるとし、次の「工事計画認可」段階での「詳細設計」は含まれないとされていた。これは、たとえば、住民側が金属ひび割れ問題を「応力腐食割れ」として取り上げ、防止対策が不十分でひび割れが起き得ると主張すると、国側は、それは「詳細設計」で「基本設計」には入らないという争いになっていった。

住民側は納得できず、少なくとも審査書類に書かれてある事項は、安全審査の対象である、少なくとも安全に関わる重要事項として「基本設計」に関連すると主張した。しかし、最後まで裁判所を動かすことはなかった。この審査の絞り込みこそ国の逃げ道になっている。

## 5 第一審の審理——荒れる公開討論

提訴後、住民側は弁護士も含め30名もの意見陳述を数回の弁論で実施、さらに国に繰り返し安全審査の方法などの質問を提出し説明を求めるなど、まさに法廷は公開討論の場となった。

私の初弁論は1981年6月5日で、第3回準備書面「多発する原発事故の背景？ 敦賀原発事故は起こるべくして起こった」だった。原発の給水加熱器からの冷却水漏洩と放射性廃棄物貯蔵タンクからの廃液漏出事故を論じた。原発は設備に破綻が生じて放

射性物質が万が一にも漏れだすことがあってはならないはずなのに漏洩したという主張だ。初書面で、しかも全文朗読だ。法廷は住民らと東京電力社員らで満杯。国側は訟務検事を筆頭に15名ほど、原告代理人もほぼ同様である。末席の私は緊張感で汗が吹き出る。

私が読み上げようとしたとき国側代理人が異議を唱えた。準備書面はあらかじめ提出すべきなのに当日提出で読み上げるのは不適切という異議であった。旧民訴にあって準備書面の当日提出は普通であったが、理論的にその異議は有り得た。弁護団長は立ち上がり、訟務検事を睨みつけ「名を名のれ」と一喝。「住民には読み上げられなければ中味が解らない、読むなど言う代理人は税金で雇っているのは不適切だから審査してもらおう」とまで言い放った。訟務検事と弁護団長とは「名のれ」「名のらない」というやり取りの後、裁判長が押さえ込み、書面はやっと朗読に入った。

その後19本の準備書面を提出し、1986年2月から証拠調べに入った。

国側証人3名、住民側証人5名の中で、トップは本件原発の原子炉安全専門委員会部会長であった村主進氏であった。同証人の尋問は原則午前10時から午後4時までで行い、第28回弁論（1986・2・14）から第33回弁論（1987・4・24）までの合計6回、のべ30時間を超える尋問となった。証人は京都大学理学部で保健物理を専攻し、証言当時は原子力工学試験センター理事であった。

第29回弁論（1986・5・13）から、住民側の反対尋問が始まり、近藤正道弁護士（現参議院議員）の後を継ぎ、私が尋問に立った。

私は、百万年に一回しか起きないという事故の確率論を問題にし、かつそれでも起きた場合の住民が浴びる放射線量によるガンなどの発生割合について、問いただした。しかし、同証人はその分野の非専門家を理由に証言を回避した。

問 25レムという線量を浴びた場合、どのような割合で晩発性障害であるガンが発生するかどうか、これはわからないと、こう聞いていいわけですか。

答 いや、私自身は、このほうの専門家ではないので、詳しい話は専門の方に聞いていただきたいと思います。私は専門家の立場でしかお答えできないと思います。

これに象徴されるように、巨大工学システムである原発は多くの専門家がその知見をリレーのように

つないで、最後はある分野の専門家が他の専門家の知見が正しいかどうか評価できないまま、全体システムにゴーサインを出す。私たちはそこに食い下がった。あなたは責任者なのだから、自ら審査した以上答えるべきではないのか、と。ところが、同証人は肝心のところで「私は専門家ではない」「専門家から聞いているだけ」と逃げていた。

押し問答が続いていたその瞬間、住民側弁護団席から「もっと締め上げろ！」と怒声が飛んだ。一瞬、間をおき、被告側代理人らが一斉に立ち上がり、「証人を侮辱する言動だ」「記録から削除を」「陳謝せよ」などと口々に抗議がなされた。私は固まって突っ立ったままである。

その時、弁護団長が悠然と立ち上がって「今のは証人に言ったんじゃない、ウチの若いもんに言っただけらいね」と言い放った。

即座に、裁判長が証人に向かって可能な範囲での証言をさとし、法廷は沈静化した。そのため、このときの轟々たるやり取りは速記録に出てこない。が、裁判長の介入尋問は延々と出てきている。前代未聞ではあった。だが痛快な場面でもあった。

尋問途中の1986年4月26日、旧ソ連でチェルノブイル原発事故が起きた。炉心と取納建屋が崩落するという大惨事だった。数年後、私は他団体とともに現地を訪ね、軍隊管理の敷地内で説明を受け、至近距離500メートルから写真も撮った。また放射能汚染地図も入手し証拠として提出した。

住民側証人には、松岡信夫、安西育郎、市川定夫、田中三彦らの各氏が手弁当で出廷してくださり、最後には、訴訟補佐人として援助し続けてくれた高木仁三郎氏が証言してくれた。氏は「市民科学者」として本件原発が地震によっていかなる被害が発生するか予測もつかず、その被災範囲は関東一円に及び得るという、まさに人類への警鐘となる証言をしてくださった。

判決は、提訴後15年を経た1994年3月24日に言い渡された（裁判長太田幸夫・裁判官戸田彰子・同永谷典雄）。判決文自体は3分冊・1150ページにも及んだが、終始「安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない」のフレーズを繰り返し、住民側指摘の争点について汲むべき論旨は皆無だった。

後に控訴審から参加した伊東良徳弁護士は、判決期日に某新聞新潟支局でコメントの準備をしようと待機していたが、コメントすべき内容がなく、これほど中味のない判決はないと感想を漏らしたほどだった。

## 6 控訴審の審理——裁判官全員交代

控訴審は、伊東弁護士も参加し、2005年2月3日まで10年間弁論を続けた。結審までの10年間に第45回準備書面まで出し、甲号証の数は第481号証までになった。地盤・地震論争を担う川上耕・遠藤達雄の両弁護士、工学的危険性および事故論を主張する伊東・和田で毎回の準備をした。控訴審での力点は、伊東弁護士のウェブサイト（<http://www.shomin-law.com/>）にある通り、応力腐食割れ、圧力容器の脆性破壊（原発稼働により圧力容器の金属が中性子照射を浴び、破壊する限界温度が上昇する問題）、暴走事故（緊急停止が0.5秒から2秒遅れると出力が急上昇し水蒸気爆発や圧力容器の破壊が起きる問題）、長岡平野西縁断層などの問題である。とりわけ、金属ひび割れと圧力容器脆性破壊の問題については、井野博満東京大学名誉教授から、応力腐食割れのメカニズムが未解明で対策不十分であることや圧力容器の照射脆化は十分監視できないことなどについて、外国文献も引用し詳細に立証した。そのため井野証人との勉強会も10回以上行った。地盤地震問題も立石雅昭新潟大学理学部教授を証人に、原発直下に連なる震源断層の存在や設計基準のマグニチュード6.5には根拠がないことを立証した。

この間、1995年の阪神大震災、1999年のJCO東海事業所の臨界事故、2002年の東京電力のトラブル隠し、2003年の名古屋高裁金沢支部における「もんじゅ」設置許可無効確認控訴審の住民勝訴、2004年10月13日の文科省地震調査研究推進本部による「長岡平野西縁断層帯によるマグニチュード8.0地震の可能性」の発表とその10日後の同月23日の中越地震などなど、さまざまに重大事故・災害・判決があり、私たちはこれら全て主張に盛り込んだ。米国における9.11同時多発テロすら、伊東弁護士は飛行機による原発攻撃として主張した。

2005年11月22日午後3時、東京高裁101号法廷で判決が言い渡された（裁判長大喜多啓光・裁判官河野清孝・同水谷正俊）。住民で満杯の法廷において、ものの10秒もかからない棄却判決であった。主張は全面的に退けられた。まるで原子力推進国策の前には裁判官は「聞きもせず、見もせず」の問答無用であった。

ただ、既にこれを予感させる事態は2003年にあった。突如、訴訟が東京高裁第3民事部から新設第24民事部に移されたのだ。第3民事部が知的財産専門部になるとの理由だが、裁判官が全員交代し、新設24部の大喜多啓光裁判長は訟務検事経験者であっ

た。新部では24年もの裁判を理解しようとする姿勢も感じられなかった。

## 7 最高裁と中越沖地震

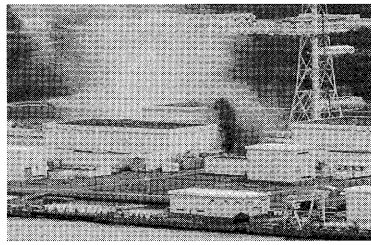
2005年12月3日住民は上告した。そして、2007年7月16日中越沖地震が起き、本件原発は天災により停止した。

地震により本件原発基礎版上で観測された揺れの強さを示す加速度は、「680ガル」と出た。第一審判決は「最大加速度220ガル、耐震設計300ガルで十分余裕がある」とし、控訴審判決では「推定最大加速度220ガル」としていたのに、である。

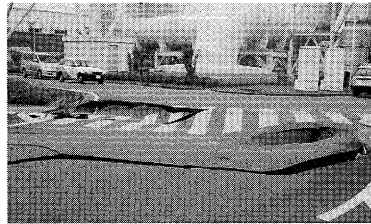
原発訴訟のリーディング・ケースである伊方最高裁判決(最一小判平成4年10月29日)によれば、「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点」があるかどうか問われている。中越沖地震という天災は伊方最高裁判決がいう「現在の科学技術水準」を新たにもたらしたのだ。本件原発は最大加速度680ガルを超える基準をもとに審査されなければならなかったのだ。地裁・高裁両判決の「誤り」も明白となった。

2008年4月9日夕刻、最高裁判所第一小法廷書記官から電話があった。「中越沖地震をふまえた上告人側の主張を出して欲しい。国にも反論を書いてもらう予定です。裁判長の指示です」とのことであった。弁論を開かないままの異例の指示である。上告人側は同年12月まで四回にわたって書面を提出し、国側も一回反論した。この間、地元紙新潟日報の総力を挙げた取材報道で、原子炉安全審査会部会における活断層審査の中心人物の1人である松田時彦(当時、東大地震科学研究所助教授)が、審査時に断層評価をめぐり辞意を申し出て欠席のまま審理が行われたこと、審査時の議事録が存在したのに訴訟では存在しないと隠していたこと、中越沖地震の震源である「海側」の断層を東京電力が知りながら隠蔽していたことなどの衝撃的な事実が次々と明らかとなった。詳細は新潟日報特別取材班による『原発と地震』(講談社、2009年)を参照されたい(同書は日本新聞協会賞、日本ジャーナリスト会議賞をダブル受賞している)。

そして、被災の少なかった7号機の運転再開を行政が判断しようとしていた矢先の2009年4月23日、最高裁は突如上告を棄却した。「官は裁かず、天が裁く」とはこのことだ。政府が主唱する「原子力立国」は、再生可能エネルギーによって早晚置き去りにされるだろう。そのとき、本件原発は単なる墓標ではなく、半永久に管理すべき負の遺産となる。



2007年7月16日  
中越沖地震により  
火災その他の  
深刻な被害を被  
った柏崎・刈谷  
原発。



地震により各所  
で大きな地盤の  
変状も生じた。

最高裁判決文は、棄却判決としては「上告理由及び上告受理理由にあたらぬ」という型通りのものであった(裁判長甲斐中辰夫、裁判官涌井紀夫、同宮川光治、同櫻井龍子、同金築誠志)。

問題は、型通りの文言の後に出てくる「なお、原審の口頭弁論終結後の平成19年7月16日、本件原子炉の近傍海域の地下を震源とする新潟県中越沖地震が発生したところ、この点は、法律審としての当審の性格、本件事案の内容、本件訴訟の経緯等にかんがみ、上記の判断を左右するものではない。」という文章である。

そもそも、最高裁判所からあえて上告人に対し、中越沖地震をふまえた主張をせよと指示したのは、本件原発で発生した地震という天災によって判明した「現在の科学技術水準」を検討する必要性を感じたからではないのか。伊方最高裁判決は「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会(略)の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、(略)原子炉設置許可処分は違法と解すべき」としている。原発許可処分取消訴訟は新しく判明した「現在の科学技術水準」(本件原発では最大の揺れは680ガル)で審理しなければならない。最高裁はまさに「法律審」として地震後の審査基準の変更を取りあげるべきであった。これを法律適用の前提となる「事実」とするのは論理のすり替えである。

(わだ・みつひろ)